

廃棄物等の輸出入管理に関する最近の動きについて

1．第6回バーゼル条約公開作業部会

2007年9月3日～9月7日、ジュネーブにおいて開催された。主な討議事項は以下のとおり。

(1) 条約17条の5の解釈

バーゼル条約の95年改正(通称「BAN改正」)の発効要件に関連して、バーゼル条約17条の5の解釈について議論が行われ、その結果、締約国等からの意見提出を得て、次回COP9(来年6月)での合意を目指すこととなった。

(参考) BAN改正条約の現状

先進国から途上国への有害廃棄物の輸出を禁止するBAN改正は、2007年10月現在、63カ国が批准済み。条約の発効には、「改正を受け入れた締約国の少なくとも4分の3の批准」が必要であるが、「改正を受け入れた締約国」の解釈(カウントの仕方)を巡って、締約国間で意見が分かれている。

(2) E-waste

E-Waste対策の一環として、政府、産業界、市民等が協力してコンピュータ機器類の環境上適正な管理を推進するプロジェクト(コンピュータ機器に関するパートナーシッププロジェクト(PACE))を次回COP9から開始するための準備作業が行われることとなった。

(3) その他

バーゼル条約の新事務局長に、クマール事務局長が就任した。

2．循環資源の日中間の輸出入に関するセミナー

2007年8月9日と10日、中国の上海において、環境省及び中国国家質量監督檢驗檢疫総局(検検総局)主催による日中両国の廃棄物等に関する輸出入制度を紹介するセミナーが開催された。セミナーには、両国の政府担当者、輸出入関連企業など計約80名が参加した。

(参考) 本セミナーに至る経緯

2007年3月16日、検検総局副局長他が来日し、事務次官、自然環境局長、廃棄物・リサイクル対策部長他と会談。廃棄物輸出入管理関係では、中国側と以下の事項を合意。本件は の取組である。

合同ワーキンググループの創設
政府機関等の訪中及び中国産業界との交流
日本における輸出業者向けセミナー開催

3．バーゼル法等説明会

例年どおり、全国 10 カ所（ ）で、環境省及び経済産業省の主催による廃棄物等の輸出入に係る制度の仕組み及び必要な手続きを説明するバーゼル法等説明会を開催している。

札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、高松、広島、博多